

Let's 婚活♪

聖籠町結婚活動支援補助金

新潟県婚活マッチングシステム

「**“ハートマッチ”**にいがた」の登録料の
2分の1(半額)を補助します

補助対象者

以下の条件をすべて満たす方

- ①令和6年4月1日以降に「ハートマッチ」にいがた」に入会登録をした方
- ②入会登録時に、聖籠町に住民登録している方
- ③結婚を希望する20歳以上の独身の方
- ④町税を滞納していない方
- ⑤過去にこの制度の補助金を受けたことがない方
- ⑥聖籠町暴力団排除条例に規定する暴力団員でない方
または暴力団・暴力団員と密接な関係を有していない方

補助金額

※通常登録料の場合
(2年間・税込み)

- ◆29歳以下 9,000円支払
→**4,500円補助**
- ◆30歳以上 11,000円支払
→**5,500円補助**

お問い合わせ

聖籠町役場
総合政策課 政策係

☎0254-27-2111(代表)

✉sousei@town.seiro.niigata.jp

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

<https://www.town.seiro.niigata.jp/sousei/10heartmatch.html>



必要書類

以下の書類をそろえて提出してください

- ①申請書(聖籠町指定の様式)
※申請書は聖籠町ホームページよりダウンロードできます
- ②入会登録料を支払ったことが分かる領収書等の写し
- ③「ハートマッチ」にいがた」の会員証の写し
- ④申請者名義の振込口座が分かる書類の写し

提出先:聖籠町役場 総合政策課 政策係(役場2階)

郵送・メールでも
申請OK♪



注意事項

・申請は、令和6年4月1日以降に「“ハートマッチ”にいがた」に入会登録された方のみ受け付けます。令和7年3月31日までに申請してください。(必着)

※再登録の方も過去に申請したことがない場合は申請可能です。

・キャンペーン等により入会登録料に変動があった場合は、実際の費用の1/2を補助します。(100円未満切り捨て。)

・1人につき1回限りの交付となります。

・提出書類のうち、証明書の発行に手数料が必要となる場合があります。予めご了承ください。

「“ハートマッチ”にいがた」とは

「“ハートマッチ”にいがた」は、新潟県が導入した1対1の出会いをサポートする会員制の婚活マッチングシステムです。

ご自身のプロフィール情報を登録後、お相手情報を閲覧して会ってみたいお相手を探します。お引き合わせ申込み成立後、マッチングサポーターが同席のうえ個別にお引き合わせします。

「“ハートマッチ”にいがた」の詳しい内容や登録のお手続きについては、事業を運営する「にいがた出会いサポートセンター」のウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ

にいがた出会いサポートセンター

☎ 025-384-4151

✉ heartmatch.niigata@sky.plala.or.jp

HP <https://www.msc-niigata.jp/matching/>



お問い合わせ時間 月/水/第2・第4・第5木 (11:00~19:00)

土 (10:00~20:00)

日/祝 (10:00~18:00)

定休日 (毎週火・金/第1・第3木/年末年始)